

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和7年9月22日 午後 2時00分

2 閉 会 令和7年9月22日 午後 3時30分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	三 上 啓 子
委 員	瀬 尾 英 子

5 会議に出席した者

教育部長	江 口 真 弓
教育部参事兼教育総務課長	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊
こども夢づくり課長	大 西 隆 之

6 会議録署名委員

久 山 延 司	瀬 尾 英 子
---------	---------

7 付議事件

承認第5号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
承認第6号	教育委員会事務局処務規則の一部改正について	原案可決
議案第21号	教育委員会表彰について	原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後２時００分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、承認２件及び議案１件が付議されております。では、まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、瀬尾委員にお願いいたします。それでは承認第５号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第５号）について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 失礼いたします。それでは承認第５号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第５号）について」ご説明いたします。今回の補正予算につきましては、山手小学校区放課後児童クラブ施設について、整備計画の変更に伴い、学校施設の改修に必要となりました経費を計上するもの等でございます。議案をご覧ください。まず、教育総務課分ですが、【歳出】の学校管理費／修繕料１３００万円の増額につきましては、給食棟（ランチルーム）の２階を図書室に改修するための経費でございます。続きまして、学校教育課分ですが、まず下の段の【歳出】からご説明いたします。児童福祉費合計１億２５７５万円の減額につきましては、新たに放課後児童クラブとして利用するパソコンルーム及び図書室の改修経費を計上するとともに、当初計画しておりましたプレハブ新設に係る経費を減額するもので、それぞれの予算科目につきまして、記載の通り補正措置するものでございます。次に【歳入】ですが、今申し上げた整備計画の変更に伴いまして、国庫支出金・県支出金・市債の額も変わることから、補正するものでございます。なお、本件につきましては、施設整備を年度内に完了しなければならず、早急に予算措置する必要があったことから専決処理をしたものでございまして、本日報告し、ご承認いただくとするものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 それでは、ただいま説明がありました、承認第５号について、何かご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、承認第５号については、可決ということによりたいすか。

（異議なし）

◆久山教育長 ありがとうございます。

それでは、承認第６号「教育委員会事務局処務規則の一部改正について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、承認第６号「教育委員会事務局処務規則の一部改正について」ご説明いたします。前回の教育委員会で、総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご審議いただいたところでありますけれども、これはいわゆる「こども誰でも通園制度」を実施する上での設備及び運営に関する事柄について定めようとするものでございます。この条例に基づきまして、今年度から本市でも試行的に実施することとしておりますことから、総社市教育委員会の各課の事務分掌を定めております、総社市教育委員会事務局処務規則の中のこども夢づくり課の事務分掌に、「乳児等通園支援事業に関すること」を加えようとするものでございます。なお、この規則は公布の

日から施行することとしておりますが、総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行日と合わせるため、9月11日に公布・施行しております。そのため、早急に規則を定める必要がありましたので、総社市教育委員会事務局処務規則第9条の規定により、専決処理をしたものでございまして、本日報告し、ご承認いただこうとするものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 ただいま事務局から説明がありました、承認第6号につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。承認第6号については、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第21号「総社市教育委員会表彰について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、議案第21号教育委員会表彰についてご説明いたします。この議案につきましては、本日お手元にお配りしているものでございます。こちらでご説明させていただきます。今年度の教育委員会表彰の候補といたしまして、白神岩夫様を推薦させていただきます。白神様は、総社市立阿曾小学校校長・総社市立総社はばたき園園長などを歴任された後、市内各小中学校・幼稚園などで、施設や備品の修理・修繕、倉庫や事務室の整理整頓、棚の作成、指導用の資料収集、普段の授業の相談など、様々な困りごとを無償で請け負うボランティアを続けておられます。議案の方に資料といたしまして、令和6年度・令和5年度の具体的な活動内容につきまして、校園長会でお配りしたものを添付しております。学校園からの様々な依頼に、きめ細かに対応してくださっているところがございます。こうした多年にわたります学校園への支援活動は他の模範となるところであり、その功績が誠に顕著であることから、このたび教育委員会表彰の候補としようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◆久山教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

◆三宅委員 いろんなことをされていて、とてもありがたいことだと思います。

◆三上委員 ほかのボランティアとどう違うのかなと思って読ませていただいたら、やはり元学校職員だからこぞできるというところが、学校としてはありがたいですね。細かく説明しなくても、ある程度、自分の考えを持ちながらやってくださっている。

◆久山教育長 年々増えるというか、教育委員会の方から校長会で紹介させていただいている。最初の頃はまだロコミで少しずつ増える感じでしたが、今は気軽にお願いしている。このくらい件数があったら、大変だろうなと思うが、快くしてくださっているのだ。

◆三上委員 幼稚園は助かるでしょうね。女性が多いし。学校は男性職員もいたりして、それなりにお上手な方もおられるのですけど、幼稚園がすごく助かるだろうなと思います。素晴らしいです。

◆久山教育長 それでは、議案第21号について、可決ということによろしいですか。

(異議なし)

◆久山教育長 それでは、表彰は白神岩夫さんということで、進めていきたいと思います。
ありがとうございました。

それでは次に、私の方から報告をさせていただきます。まず、維新小学校・幼稚園の跡地利用ということで、最終的にはプロポーザルをするという計画なのですが、その前段階として、サウンディング調査、もしそこで何か事業をするとしたら、どういうふうにするか、ということ調査をしてその上で、我々としてはプロポーザルの条件付け、その参考にすること、募集をしました。4つの事業所や個人から応募がありまして、調査をさせていただきました。8月に調査をしております。その内容につきまして、概要を説明してもらいます。お願いします。

◆藤原教育総務課長 失礼いたします。今日お配りした資料の中で、「旧維新幼稚園・維新小学校跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査結果の公表について」という資料をお配りしております。6月の教育委員会でも、このことについて報告させていただいたところでございます。先ほど教育長からもありましたが、8月にかけて、サウンディング型市場調査を実施したところでございます。結果といたしまして、本調査には、4団体の方に参加をしていただいております。この度その結果をまとめ、市のホームページで公表しておりますことをご報告させていただきます。本日お手元にお配りしているのは、その内容を記載したものでございまして、ホームページにも同じものを掲載しているところでございます。先ほども申し上げました通り、4つのアイデアを出していただいたということでございまして、3ページから6ページにそれぞれの事業者のアイデアの内容等を記載しております。簡単に申し上げますけれども、3ページ目が、幼稚園・小学校を活用した新たな学びと地域福祉の向上の場としての提案でございます。4ページ目につきましては、幼稚園を活用したワインの醸造所・販売所としての提案、5ページ目が、幼稚園・小学校を活用した簡易宿泊所、シェアオフィス、カフェ、RVパーク等の複合施設としての提案、最後の6ページ目が、幼稚園を活用した放課後等デイサービスとしての提案でございます。皆さんそれぞれ、違う角度からの提案をいただいたものとなっております。この調査につきましては、ご提案いただいたアイデアの優劣をつけるというものではございませんけれども、今後、いただいたご提案の内容、地域の方の意見などを参考に、民間活力を導入した有効活用に向け、公募条件の整理・検討を進めていくこととしております。以上でございます。

◆久山教育長 もちろんこの4事業所、また個人以外でも、プロポーザルに応募するということは可能だということです。何かこの件について、ご質問等ございませんか。

◆児島委員 無償で貸すわけですか。

◆久山教育長 はっきり決めているわけではないのですが、売却もしくは貸与ということもあり得る。基本的には売却という線が基本ではあるのですが。

◆児島委員 敷地全部。

◆久山教育長 建物と土地を分けるということも。建物は売却、土地は貸与とか、いろいろ

な方法があると思うのですが。

◆三宅委員 いずれにしても、維持管理費がかかりますものね。

◆久山教育長 はい。ですから、売却、全部買うというと企業でないと、なかなか難しいでしょうね。

◆児島委員 変な話ですけど、学校の土地というのは、宅地なのですか。地目名は。

◆藤原教育総務課長 地目名としては、学校用地。

◆児島委員 学校用地。それを売却した場合は。

◆藤原教育総務課長 宅地。

◆児島委員 全部が。

◆藤原教育総務課長 はい。

◆児島委員 ということは、税金は宅地並みになるね。買った場合。

◆藤原教育総務課長 そうですね。そういう部分を含めてどういう条件設定にするかというのを考えないといけないかなと思っています。

◆久山教育長 そのあたりも、はっきり決めてしまうと、方法としてとれることは限られてくる。できるだけ幅広く、いろんなアイデアを募って決めるということになると、そのあたりもある程度柔軟に考えていかないといけない。ただ、ずっと市が負担を続けていくというのは、それはちょっと。今は月に一回、地域の方が集まって、清掃や草刈をしてくださっています。こちらからも教育総務を中心に行って、かなりきれいな状態が保たれている状況です。これがずっとこの先何年もということになると。できるだけ早く決めたいというふうには思います。今、サウンディング調査はそういう状況だということを報告させていただきま

す。

このあと、議会の一般質問の概要について、部長から説明がありますが、その中で、日本語指導というのがありまして、県費の加配、市費の支援員の加配、ポケトーク（翻訳機）、そういうものを駆使して対応しているのです。外国籍の子どもが、幼・小・中あわせて77名、そういう状況なのです。それについて、先ほど申しましたように、県費の加配を3名、市費の支援員が2人、講師が1人、何人かの支援員の加配で対応しておりますが、外国籍の子どもへの支援が十分なことができているかという、かなり急増していますので、十分なことができないのですが、県全体としてもこれは大きな課題になっています。そういうことから、総社市の実態や対策について、伊原木知事さんが視察に来られるということで、10月30日に知事、県の教育長、国際課の職員ですとか、教育委員会の事務局管理職員ですとか、そういう人たちが常盤小学校に視察に来られるということで予定しております。かなり対応していかなければならないこととして、県全体でも考えていくという方向になっているという状況です。私からの報告は以上です。

それでは次に、「8月定例市議会一般質問の概要について」、事務局から説明願います。

◆江口教育部長 それでは私の方から、「令和7年8月定例市議会一般質問の概要について」ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。今回の議会では、4人の議員の方から

教育関連のご質問がありました。まずお一人目、山名議員のご質問です。先ほど教育長の方からも説明がありました、「多文化共生について」というご質問でした。外国籍の子どもが、日本語の理解が追いつかず、進学に影響があるとか、なかなかしゃべれず、コミュニケーションが不足して、孤立を生んでいるのではないかと、そういったことを危惧されてのご質問でした。ご質問の内容は、外国籍の子どもへの日本語教育が行き渡っていない現状があると聞きますが、現状の支援体制はどうか。また、現在行っている日本語教室で子どもの受け入れを行っているかどうか。とのご質問でした。それに対しまして、市長の方からは、日本語教室の方を答弁しておりますが、一部省略をして申し上げますと、市が主催して実施している「地域でつながる日本語教室」は、年齢制限なしでやっており、子どもたちも参加できるということで、実際にこれまでも高校生や中学生が参加しており、事前に申し込みもいらないということをやっています。という答弁をされております。ですので、こういった機会を学校の方でも紹介等して、こちらの方の教室もうまく活用できたらということを考えておりますが、校長会の方でもご報告させてもらっています。教育長のご答弁の方は、日本語指導を必要とする子どもたちへの学校における現状の支援体制については、今年度は常盤小学校に1名、西中学校に1名、中央小と神在小は兼務で1名、合計3名の県費の教員の加配により、取り出しによる日本語指導を行っているところである。学年に関わらず、個々の日本語の習熟度に応じて週1時間から5時間程度指導を行っている。また、市費の教員を西中学校と総社中学校にそれぞれ1名配置して、通常の授業の中で支援にあたっている。その他の支援については、今年度新たに音声翻訳機を市で購入して、希望する学校4校に7台配布し活用してもらっている。また、日本語指導を行っている学校以外の学区に居住する児童生徒については、指定学校を変更して日本語指導を行っている学校への就学が可能になる制度を設けている。この制度を利用して学区外の学校へ就学している児童生徒もいる。しかしながら、年々状況が変化しているので、これからも日本語指導を必要とする児童生徒の個々の状況をしっかりと把握し、それを考慮しながら有効な方法、加配も含めて検討したいと思っている。という答弁をされております。

2ページ目の二人目、山田議員です。まず1つ目の質問は、資源の有効活用と環境負荷低減についてです。この度、新庁舎の完成に伴い、不要になった旧庁舎の備品等につきましては、初めて市民への無償譲渡会というのをを行いました、こういったこともあったことから、今後の取り扱いについてのご質問でございます。まず、今後発生する市所有不用品の取扱いフロー（再利用・譲渡・売却・廃棄）と市内公共施設・市民団体への優先配分方針はどうか。との質問に対して、市長からは、一部省略しますが、これまでは、フロー、マニュアルというのがなかった。今後も、物によって量によって思うが、公的機関の中で配置換えをするということを前提として、その残余の部分については、市民の方に譲渡していくということをやりたいと思う。という答弁をされております。また、教育長の方からは、学校等の備品については、直近で言うところには、維新小・維新幼稚園の備品は、優先順位として、昭和五つ星学園義務教育学校・幼稚園に多くの備品を移し、その次に市内の他の小中学校に物

品の紹介をして、必要なものは活用している。それ以外の物については、まだ維新小・維新幼稚園に残っているが、これらについては、跡地問題もあるので、跡地として活用するところが活用できる物があれば活用し、それ以外の物については、それから考えていくが、市の全体の方針に基本的には従っていきたいと思っている。という答弁をされております。更問は省略いたしまして、3ページ中段から次の質問です。インターネット等を活用した市所有不用品の有償販売の導入可能性はあるか。また、公的団体等へ無償優先譲渡をしたのち、一般へ有償販売する仕組みを明文化することはできないか。というご質問です。市長の方からの答弁です。一部省略します。今後考えていききたいと思う。基本的には市民の税金で買わせていただいている物を有償で売るとは何事だということになるかと思うので、そこは相互理解が必要であり、透明性も必要だと思う。という答弁をされております。次に、カスタマーハラスメント防止についての質問です。山田議員は昨年11月市議会でも、このカスタマーハラスメントについての質問をされておりますが、このたびは特に、市民サービスの最前線に立つ市役所の職員や学校の先生方が、不当な要求や迷惑行為にさらされることは、市政運営にとって看過できない課題である、というふうに考えられており、職員を守る体制を整えることは、ひいては市民サービスの質を維持することになり、市民全体の利益につながると考えている、ということからのご質問ですが、(1)現状の把握について①市役所や学校での迷惑行為・過剰要求の実態を把握しているか。との質問につきまして、教育長からは学校で把握している分についての答弁をされております。教育委員会事務局や学校園において、子ども同士のトラブルでの学校の対応とか、子どもに対する教員の指導の在り方、学校行事や学校のきまり、運営についての意見、あるいは保育体制や放課後児童クラブの体制などについて、意見や苦情をいただくことは多々ある。中には、度を超えているのではないと思われるようなものもある。いずれにしても、これらの苦情や意見、あるいは要求は、学校の場合は子どものことを思っていることであると思っている。そのような状況であるので概ね把握できているが、学校で対応を完了しているというものもあり、すべてが報告されているわけではないので、詳細な件数は把握できていない状況である。また、カスタマーハラスメントとの線引きは非常に難しい状況がある。大半は意見と捉えて参考にさせていただいている。という答弁をされております。次に4ページ目は、質問は②直近3年間の苦情・トラブル件数の状況はどうか。という質問です。市役所分は、総務部長の方から、直近3年間でコンプライアンス推進監が苦情とかトラブルとして対応した件数は、令和5年度が17件、うち警察に通報したものが2件、令和6年度が12件、うち警察に通報したものが2件、令和7年度については、8月末時点で10件、うち警察に通報したものが2件あった。という答弁をされております。教育長の方からは、先ほど申しあげたように、苦情と意見の線引きは非常に難しいこと、また、学校への苦情等については、すべてが教育委員会へ報告があるわけではないことから、数字は申し上げることができない。苦情トラブルで警察案件となった件はない。というふうに答弁をされましたが、その答弁に対しまして更に、学校内で処理をしているので教育委員会にはその声が上がっていないというのは、報告す

るまでもなく処理ができていくということなのか。声が上がりにくい体制なのではないか。という更問がありまして、それに対しまして、教育長の方からは、教育委員会に声が上がりにくいということはない。必要に応じて学校が相談できる状況にはあると思っている。学校の場合は、保護者や地域の方の意見を聞きながら運営していくものだと思っているので、その意見の中には学校を応援するという気持ちを持っているものもあるし、学校のやり方、教育委員会の方針に対して批判的な声というのものもちろんあり、それも大切な意見であると認識している。学校で対応しているものについては、学校で処理できているもの、学校で対応できにくいものもある。そういう場合は、必ずこちらに連絡があると思っている。という答弁をされております。次に4ページから5ページにかけて、次の質問は、(2)市役所や学校の対応体制について①職員や教職員の対応マニュアルや具体的なルールはあるか。という質問です。それに対しまして、市長の方からは、一部省略しますが、カスタマーハラスメントについては、その定義づけしたものや対応マニュアルがないので、総社市職員コンプライアンス条例の中にある不当要求行為に対する対応を準用している。という答弁がありました。教育長の方からは、岡山県教育委員会が、不当な要求などに対して教職員がより適切に対応することができるように、対応の在り方をまとめた「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」というマニュアル的なものを作成している。各学校にこれを配布して、これを基に研修をして実践に生かせるようにしている。また、県教育委員会では、岡山型スクールロイヤー制度を設けており、弁護士に相談することで法的な観点を踏まえた適切な対応ができるようにしている。また、具体的なルールについてはない。という答弁をされております。次の質問、5ページ中段からになりますが、②トラブル時に備えた研修や記録の仕組みは整っているか。との質問に、教育長の方からは、仕組みとしてあるわけではないが、「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」については、来校者等への対応の際の記録についても示されている。要求等への対応には、複数で対応し丁寧に話を聞くこと、詳細で正確な記録をすること、その記録を基に組織で対応することが大切であるということで、必要に応じて録音等を行うことも示されている。対応の中で記録は大変重要であるので、今後も徹底したいと思う。また、学校の中では様々な校内研修を行っている。学力向上とか生徒指導、特別支援教育、教員の不祥事防止や働き方改革などいろいろな研修をしているが、そういうものと比べると、苦情やトラブル等への対応についての研修は十分とは言えないのが実態だと思う。適切な対応は、学校教育を効果的、効率的に進めていくために重要なことであると考えているので、今後研修を充実させていきたいと思う。という答弁をされております。次の質問は、③組織全体としての基本方針を示すガイドラインや要綱はあるか。との質問です。市長の方からは、少し省略しますが、市役所の職員が、安心して仕事ができる環境を作らなければならない。少数の本当に行き過ぎた不当要求や言動があることも確かである。このカスタマーハラスメントに対して何らかの術というものを持たなければならないと思っている。カスタマーハラスメントに対する施策というものは、これから考えていかなければならない重要なテーマだと思っている。という答弁をされております。6ページ、教育長の方か

らは、ガイドラインや要綱というのではないが、マニュアルをしっかりと活用して対応していきたいと思う。話し合っ一緒に考えていきましょうという姿勢は、我々は常に持っておかないといけないと思うし、保護者や地域の方も気になったことは申し出ていただけたらそれはありがたいことだと思っている。しかしながら、教員は子どもと向き合うのが仕事ということは、共通理解しておきたいと考えている。という答弁をされております。次の質問は、（３）条例制定の必要性について①防止条例の制定を検討すべきではないか。との質問に、市長の方は、一部省略しますが、カスタマーハラスメント条例は、制定に向けて検討する必要があると思う。市民と市役所の関係性、我々は市民の税金で働かせていただいている側にあるものだから、カスタマーハラスメントの基準については慎重に論議しなければならないと思っている。という答弁をされております。

次に３人目、頓宮議員からのご質問です。１つ目は、放課後児童クラブの施設整備について（１）放課後児童クラブ施設について、今後の施設整備に木造化は考えられないか。との質問です。これに対して７ページ目、市長の方からは、一部省略しますが、木造とプレハブを比べれば、居住空間、居心地なども含めて木造がいいに決まっていると思う。一方で、求められるスピード感と補助金の在り方、自己負担の金額などにより、現在はプレハブを最優先しているのが事実である。許される期間が長い場合については、経費とかもあるが木造の放課後児童クラブもよいのではないかとはいっている。との答弁がありました。教育長の方からは、放課後児童クラブが、なかなか予定通り工事が進まないということがあり、市民の皆様、保護者の皆様に大変ご迷惑をかけている。これは、プレハブも結構時間がかかるということではなく、土地の登記の問題とか、県の許可がなかなか下りないとかそういう問題であって、やはりプレハブは早い。増大するニーズに早急に応える必要があるというのが現状のため、やはりスピードということが一番に考えないといけない。市長の答弁にもあった木造のクラブについては、工期に余裕があるとか、費用面の検討も併せて研究はしていきたいと思っている。という答弁をされております。次に８ページになりますが、包括的性教育についてのご質問です。①時代に合った包括的性教育をどのように考えるか。との質問です。これに對しまして、教育長の方からは、現行の学習指導要領では、保健の学習で性に関する内容として小学校では、「思春期の体の変化」、中学校では「身体機能の発達と個人差」「感染症の予防」など体の成長やかからだの「性」について主に取り扱われている。現在、包括的性教育を進める動きも活発になっているところで、これまで行ってきたからだの「性」に加えて相手との適切なかわり方、お互いの違いを認めることなど、心の問題も含めて、また、社会的な側面も含めて性に関わる幅広いテーマを包括的に扱うことは、これから子どもたちが責任ある選択をして自分と他者の安全・安心をしっかりと守っていくという観点から非常に重要なことであると認識している。という答弁をされております。また、市長からは、時代が変わり一番懸念されることは、SNS などによって曲がった性教育ということが起こる可能性が高い。そういう中であって、やはりこの包括的性教育というのは、秩序、理念、人間性、心、非常に大切な部分である。この教育のあり方というのは通り一遍ではなく、昔

とは違った意味での重要性を持っているため大事な部分だと思っている。という答弁をされております。次の質問は、②教職員からの性被害の報道が後を絶たない。今こそ生命を守り、互いに尊重するための包括的性教育が必要と思うがどうか。との質問です。教育長の方からの答弁は、報道されているような教職員の児童生徒に対する性的な行為は言語道断であって、絶対に許されないことだと思っている。教職員の性教育もだが、やっぱり人権意識、これが一番なのだと思っている。そういうことで、性に対する正しい知識とともに人権に関する研修が本当に重要だということを痛感している。教職員の性教育については、もちろん子どもに教育するわけだから、事前に教職員で共通理解をしていく必要があると思っている。という答弁をされております。次の質問は、③養護教諭や教職員に対する研修を段階的に行ってはどうか。また、子どもに対しては、5歳児・小学校6年生・中学校3年生で研修を実施してはどうか。との質問です。8ページから9ページにかけてですが、教育長の方からの答弁は、養護教諭や一般の教職員に対する研修は、今年度は7月に市教委が主催して人権教育担当者研修会、これは毎年行っているが、この時に講師として性教育アドバイザーを招聘し、包括的性教育についての研修を行った。また、子どもたちを対象として、保健師等の専門家による性に関する講習会を実施している学校園もある。しかしながら、すべての学校園で計画的、また、5歳・6年・中3というような段階的に実施しているとは言えない状況にある。どの時点でどんな指導をするかということは、各学校の担当者や養護教諭、講師として招聘する方とも相談しながら、発達段階や心の成長に合わせてすべての学校で計画的、段階的に実施できるようにしていきたいと思っている。という答弁をされております。その答弁に対して、頓宮議員の方から、日本一優しい教育を目指す日本一優しい市役所、日本一優しい子どもに対する教育を目指していく総社市としては、どこよりも早く検討して実施をして欲しいと思うがどうか。という更問がありました。それに対して教育長の方からは、本市では、だれもが行きたくなる学校づくりを実施している。これは、社会性を育てる教育や対人関係スキルの学習ということだが、この中で性教育と関連付けて学ぶということを今までしていなかった。そういうことから、このだれもが行きたくなる学校づくりの中で性教育と関連付けて、いろいろ教育活動を計画していきたいと思っている。どこよりも早くなるかどうか分からないが、本当に重要な課題と捉えて積極的に進めていきたいと思う。という答弁をされております。

次に4人目の、仁熊議員からのご質問は、子どもの学力向上についてです。①学力向上「総社っ子輝きプラン」をどう活用しているか。との質問です。それに対して教育長の方からは、学力というのは非常に広い、いろんな捉え方があると思う。私は、これは生きる力の基礎だと思っている。自ら考え、適切な判断をして行動する、そのための基礎的な力であり、人と適切に関わりながら目標に向けて努力をする。また、課題を解決する力、それが学力ということだと思っているが、この「総社っ子輝きプラン」は、平成25年度から市教育委員会で始めたものだが、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな身体」を総合して「人間力」と捉えて、その中で「確かな学力」に重点を置いて、教育委員会と学校が共通した目標、目標

というのは、全国学力・学習状況調査の結果を基にした目標を掲げて、学力向上に取り組むために作成したものである。このプランは、平成31年度までのものであって、本来なら翌年の令和2年から新しいプランを策定するところであったが、コロナ禍でその年は学力・学習状況調査が全国・県ともになく中止になったこと、また、このプランが教科別、学年別の平均正答率の目標値を細かく示していることや、学習状況調査の質問肢に対する肯定的回答の割合を項目ごとに示しているプランであり、この効果について再考し、見直していく必要があると私自身感じた。そういうことから、このプランは一旦平成31年で終了し、現在は「第3次総社市教育振興基本計画」の中で「総社っ子輝きプラン」における取組や全体の大きな目標については引き継ぐとともに、主体的・対話的で深い学びに繋がる指標や学校教育の情報化、ICTの活用・推進についても重要な施策として取り上げて取り組んでいるところである。との答弁がされております。10ページ下段です。次の質問は、②子どもの学力目標値と、その成果についてはどうなっているか。との質問に、教育長からは、学力調査における数値目標は、あくまで「学力」の一つの側面の指標であると考えている。学力というもの全てを表すものではないということを前提として、「輝きプラン」から引き続いて大きな目標として、学力調査の平均正答率が市内すべての小・中・義務教育学校が、全国及び県の平均正答率を上回るとしている。令和7年度の全国や県の学力調査の結果は、学年によって違いはあるが全体として言うと、小学校で約70%、中学校で約50%の学校が、全国や県の平均値を上回っている。市全体の平均としては、多くの学年で全国や県の平均を上回っているという状況ではあるが、すべての学校が全国及び県の平均を上回るという目標を達成するには至っていない状況にある。今後、この結果を受けて個々の学校と教育委員会が連携をして分析をし、指導改善を行っていくことによって、個々の学力を確かなものにして、目標に近づけていきたいと考えている。また、学習状況調査というものもあり、その中で、「主体的に学びに向かう姿勢」や「対話によって考えを深める」項目が、例年、全国平均より高くなっているということは、こちらの方が大きな成果だと思っている。という答弁をされております。また、この答弁に対しまして、11ページですが、仁熊議員の方から、「輝きプラン」の中では、中学生の7割が国語力、自分の思いを文章にするのが苦手と回答した。もう一つは、学校ではなく自宅で学習する計画を立てないという子どもが50%という中で、改善していかなければいけないと目標を持っていたと思うが、今の教育の要綱の中には見当たらない。学力という部分だけで話せば、勉強できる環境、機会を与えてあげなければいけないと思うがどうか。との問いがあり、それに対しましては教育長の方から、思いや考えを表現する力は非常に力を入れているところであり、教育振興基本計画にも方針として明記している。計画を立てられないということについては、目標とか方針とかには挙げていないが、しっかり検証して取り組んでいきたいと思っている。という答弁をされております。また更に、既に終わっているという「輝きプラン」を基礎、ベースとした目標値を持って、子どもにしっかりと向き合えるものを作ってほしいと思うがどうか。との質問に対しましては、教育長の方から、これは考えているところで、従来の「輝きプラン」はかなり細かく

示しているというところで考え方としては変わっていないので、これを大きく重点化して示し、各学校が、各学校の課題に応じて取り組みやすいような状況にしていきたいと思う。それからもう一つ、今年度から、今年度行った全国・県の学力調査の市全体の平均正答率等を学年別、教科別に公表したいと思っている。ホームページで公表する。という答弁をされております。次の質問は、③今後は時代に則した早急な対応が必要ではないか。との質問です。教育長の方から、時代も変化しているので絶えず見直していくということは非常に重要であるが、基本的には大きな目標とか基本的な考え方というのは一貫したものが必要だと思っている。現在、特に ICT が急速に発展していき、今年は全国学力調査がパソコンでする試験に少しずつ変わってきている。そういう意味で、この ICT の効果的な活用ということも非常に重要だと思うし、使えればよいというものではなく、検索するのにパソコンを使って検索する、教科書や資料集で調べるなどを選ぶ力ということも必要だと思うので、いろんな変化に対応していきたいと思う。という答弁をされました。それに対して、12ページになりますが、市長が常々言っている心の問題についてどのように考えているか。という質問があり、それに対しまして教育長の方からは、私も心の問題というか、心の教育が一番だと思っている。学力の質問があったので学力ということで答えているが、学力以前の問題として、心があってそれから学力と考えているところである。と答弁をされております。次の質問は市長に対してですが、④市長は子どもの学力について、どのような考えを持っているか。という質問がありまして、それに対しまして、市長の答弁は、私は、全国学力調査で全国のトップクラスになるというような考えは持っていない。今年5月、6月、7月頃、市内の中学校・小学校の教室を支援学級も含めて100クラスは超えていると思うが見てきた。子どもは思った以上に頑張っている。そして学校の先生、本当に頑張ってくれている現状を見ると、あんまり学力テストの平均点というものにこだわる必要はないと思った。それよりも大事なことがいくつもあって、その平均点で言うとするならば、みんな本気出して頑張ったかという部分、一生懸命頑張って、なんじゃその点数はという子もいたかもしれない。けれども、みんな一生懸命頑張ったかどうかというところがすごく大事なところ。あともう一つは、全員受けたかということ。試験の日に休まないで全員受けてくれたか。何人受けたかということ。そっちの方が大事だと思ったりする。やはり心の教育、心が豊かである。それから、いじめがないとかそういう世界を学校の現場で求めていってもらいたいと思っている。という答弁をされております。長くなりましたが、報告は以上です。

◆久山教育長 今回の一般質問、質問数というか質問者は少なかったのですが、内容的に学力の問題とかは宣告があって、県学力テストの結果を問うような、そういう質問はあまりなかったのですが、そういう質問があったりしたこと。それからカスタマーハラスメント、苦情対応、そういうことについての質問も、この人は2回ほど前にもあったのですが、そういうことがありました。それから性教育の問題というのも、今まではあまりなかったのですが、今は包括的性教育ということがかなり言われてきていますので、そういう質問があったということです。何か全体通して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

◆三宅委員 指導要領は、内容が変わらないのですね。前回のものについていけないようなところが出てきているのかなというふうに思います。

◆久山教育長 指導要領は10年に1回なので。その間に国の方から通知だとか、そういうもので微調整していくような感じですね。

◆三宅委員 これから、包括的な性教育、睡眠の問題が問題になってくる。睡眠の問題は、やはり SNS の影響がある。小児科医の研修があったので、そのところは注視したい。

◆児島委員 今ケーブルテレビで放映されているので、そういう意味ではそこを考えて、質問の部分も多少なりともありますよね。

◆久山教育長 それはありますね。

◆児島委員 ずっと見ているのですが、それを感じますよね。答弁するほうも大変。

◆久山教育長 答弁するほうも、もちろん意識して。学力調査の結果の公表というのは、コロナ前は県の方から様式を示して、それに従って、各学校や教育委員会で、数字だけではなくて、取組とか分析も含めて公表するようにしていたのですが、コロナで令和2年の学力調査がなかったということもあって、そのころから様式の指定というものがなくなって、学校差、県内全体で言うと教育委員会での差、公表の仕方とか、そのあたりがかなり出てくるような状況になってきています。この質問が一つのきっかけなのですが、公表の在り方、ということも見直していかないといけないなというふうに思っています。「輝きプラン」というのもそれまでは、3年単位で2回改訂していたのですが、途切れていますので、名称をどうするかは別として、はっきりしたプラン、あまり数字で固めてしまうと、学校によって課題が違っているので、学校の自由度というか、学校裁量というものがなくなってしまわない程度の明確な目標、そういうものを示していきたいと思っています。学校が取り組みやすいような形にしていきたいと思っています。またこれはお諮りしたいと思っていますので。

◆児島委員 この間、高木聖雨先生の展覧会がありまして、高木家が、お父さんの時代から出身校の小学校の書道教室というか教育をされて、これも心の教育の一つだと思うのです。礼儀も含めて。そういうのは議会でも、少し答弁の中に入れていかれるといいのかなと思いますけど。

◆久山教育長 ありがとうございます。

◆三宅委員 ICT の推進とか、今見直してみたいなのが出てきているようで、私も電子カルテなので字が書けなくなって、漢字を忘れるというのは、やはり手を使って書くということが必要かなと。見直しになっているので、ICT も大変ということなのですが、それを使ったうえでちゃんと自分も成長する必要があると思います。

◆久山教育長 これもバランスが難しいですね。使うことに目標を掲げて、使うということをやっとしてきた。今は、効果的な活用の仕方はどうかということの研究していく、そういう段階になってきた。外国なんか、すごく進んでいるところは、止めたということも出てきたりして。弊害が大きいということも言われたりします。今の社会で、子どもたちが社会に出たときに、やはり必要なものだとは思いますが、そのところのバランスと効果、そ

のあたりはしっかり考えながら進めていかないといけない。本当に漢字を忘れる。しょうちゅうスマホで調べないと文章が書けなくなってしまうている。パソコンのせいなのか、歳のせいなのか分からないですけど。おっしゃる通りです。いろんな側面から研究していかないといけないなと思いますね。ほかにございませんか。ありがとうございました。そのほか、事務局の方からはありませんか。感染症について、三宅委員さんが資料を用意してくださいましたので、少しご説明いただけますか。

◆三宅委員 これは、15日からの週のまとめです。新型コロナは100例以上と多い状態が続いています。今回は、流行はないかなと思いました。最初高校生の間で学園祭とかで、学級閉鎖とか学校閉鎖までいって、そこから家族内感染で中学生、小学生。行事や家族内感染で広がっています。同様に家族内感染で、働き盛りの症例も増えて、職場内での感染が広がっています。インフルエンザの報告はありませんでした。今年は早いと言っていますが、総社市内ではまだありませんでした。10月から、新型コロナとインフルエンザのワクチン接種が始まります。コロナの死亡者の多くは高齢者です。高齢者には自治体の助成制度があります。総社市は高齢者に優しくて、1000円から2000円でできます。自費ですと1万5000円くらいかかるのですが、ワクチンを接種して医療費の削減に努めてくださいということで。インフルエンザは1250円。10月1日から1月31日までです。市町村によって違うのです。ちなみに岡山市は1万1000円です。倉敷市が5000円。子どもにも優しいけど、お年寄りにも優しい総社市です。百日咳の報告も続いています。37週、38週で報告がありました。右の方のグラフを見ていただいたら分かりますが、すごく多いです。流行の中心は、ワクチンを接種している中学生とか小学生です。5種混合、百日咳のワクチンはだいたい3年、4年くらいで効果がなくなるので、国全体として流行を抑えるためには、小学生、中学生の接種が必要になってくるのではないかなという報告があります。5種混合、百日咳のワクチンは2か月になったら受けられるので、受けましょう。7月になって、伝染性紅斑、いわゆるりんご病の報告が増えています。流行は7月くらいから増えてきて、37週で158例ありました。ぶつぶつが出る1週間から10日くらい前に、風邪を引いたような症状、熱とか頭痛とか関節痛があって、何かなとその時に受診する子がいるのですが、それからしばらくしてほっぺが赤くなって、りんご病だったのねという。ほっぺが赤くなった時点で感染力はほとんどありません。前駆の感冒症みたいなときに人にうつしてしまっています。りんご病が流行っているせいかどうか分からないですけど、頭痛とか熱、変なぶつぶつが出る関係があるのかなと疑っているのですが、そんな症例もあります。マイコプラズマ肺炎の報告は続いています。37週までに180例となりました。去年は300例以上いたのですけど。最近では、2歳とか4歳とかの幼児、小学生・中学生の間で出ています。咳が長引く、熱とか、大体1週間くらい咳が続いた場合に、熱があればマイコプラズマ肺炎。熱がなくても咳をしている場合は、マスクの着用をお願いします。手洗い・喚気に努めてください、ということです。コロナに罹って、治って5日くらいで行ってもいいですよと言われるから、みんな治ったと思うのですが、治っていないです、と思っているの

です。10日間はマスクをしてください。発症する数日、2日くらい前から、人にうつしますので。半分は症状がない人からですので、この時期はマスクをしてください。流行がない時期はそこまでしなくてもいいと思いますけど。先週の終わり頃から発熱の子があまり来なくなったので、山は越えたのかと期待しているのですが、どうでしょうか。以上です。

◆久山教育長 ありがとうございます。数字で見ると、コロナが最近ちょっと増えている。数字で見るとかなり多いのだなというのが分かりますね。

◆三宅委員 流行がちょっと増えてきています。ただ、年寄りにとっては、コロナは亡くなる病気なので。年間3万5000人くらい亡くなっています。インフルエンザの方は2000とかです。高齢者はワクチンをせっかく安くしてくださっているので、受けてください。

◆久山教育長 ありがとうございます。学校園に対しても周知していきたいと思います。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、10月20日（月）午後2時00分から、市役所6階602会議室で開催いたします。

次に、11月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

11月の教育委員会について日程調整

◆久山教育長 それでは、11月の教育委員会は、11月17日（月）午後2時から市役所6階602会議室で開催いたします。

◆藤原教育総務課長 もう1点いいですか。今日委員さんだけにお手元に資料をお配りしているのですが、12月1日に県の教育委員会委員の研修会がございまして、オンラインでの開催ということになっております。もしご参加いただける方がいらっしゃいましたら、来週中でも結構ですので、事務局までご連絡いただければと思います。

◆久山教育長 よろしく願います。これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後3時30分】